

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 9月 20日

岐阜市長 様



提出者

住 所 岐阜市鹿島町7丁目1番地

氏 名 岐阜市民病院
岐阜市病院事業管理者 岩間 亨
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 058-251-5686

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	岐阜市民病院
事業場の所在地	岐阜市鹿島町7丁目1番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	病院
②事業の規模	565床
③従業員数	1600名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 （医療廃棄物）	引火性廃油 UIアルコール
	排 出 量	430 t	1.7 t
	（これまでに実施した取組） 感染事故防止を図りつつ、適正な分別の徹底を実施		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 （医療廃棄物）	引火性廃油 UIアルコール
	排 出 量	420 t	1.5 t
	（今後実施する予定の取組） 院内医療関係従事者に適切な分別の徹底を図り、排出量の減量に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物（医療廃棄物）と引火性廃油（UIアルコール） 上記の廃棄物は他の廃棄物と分別し、専用容器を用い、密閉状態で排出する。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 今後分別する予定の特別管理廃棄物は特になし

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 (医療廃棄物)	引火性廃油 UIアルコール
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 (医療廃棄物)	引火性廃油 UIアルコール
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 (医療廃棄物)	引火性廃油 UIアルコール
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 (医療廃棄物)	引火性廃油 UIアルコール
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 （医療廃棄物）	引火性廃油 UIアルコール
	自ら埋立処分 を行なった 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 （医療廃棄物）	引火性廃油 UIアルコール
	自ら埋立処分 を行なう 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 （医療廃棄物）	引火性廃油 UIアルコール
	全処理委託量	430 t	1.7 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	430 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

(第5面)

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 (医療廃棄物)	引火性廃油・ UIアルコール
	全 処 理 委 託 量	420 t	1.5 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物(医療廃棄物)、引火性廃油(キシレン)については、 その性格上削減は困難にあたるが、適正な分別の徹底を図ることにより さらに減量することに努めたい。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(令和 5 年度)実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	431.7 t	
	(今後実施する予定の取組等) 特定管理産業廃棄物の収集、運搬、処分(最終含む)の処理が適正に 行われているのかを電子情報処理組織のデータを確認し、その記録を保管		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

処理委託業者に対する監督計画	委託業者の選定及び監督	・収集運搬および処分にかかる契約に際し、許可証の写しの提出を求め、保管。
	委託後の適正処理の確認	・電子マニフェストにより、適正処理を確認。また必要に応じ収集、運搬、処分(最終含む)の工程を確認し、その記録を保管。
特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物)の管理方法	分別	・発生現場に設置の専用容器に、直接その場で廃棄し、密閉後、他の廃棄物と完全分別し排出。
	容器	・丈夫な専用容器を使用。バイオハザード・マークを添付し、感染性廃棄物であることを表示。
	保管	・感染性廃棄物が、飛散、流出、地下浸透また、悪臭が発散しない構造で、他の廃棄物と完全に区分された独立の保管場所を設けている。 ・保管場所には、係者以外の者が立ち入らないよう、感染性廃棄物の存在を表示するとともに、責任者、連絡先の表示を施している。
産業廃棄物の減量に関する計画		・感染性産業廃棄物、廃プラスチック、ガラスくず等、廃酸、廃アルカリ、汚泥、引火性廃油等については、病院業務上削減は非常に困難ではあるが、職員全員に分別の徹底を図り、少しでも減量に努める。 ・その他の事業系産業廃棄物については、更なる分別を図り、リサイクルを徹底させる。
処理方法に関する事項	業者委託	・廃プラスチック類、ビン、カン、ガラス・陶磁器くず類、ダンボール、廃棄文書等紙類等は分別し、リサイクル ・感染性医療廃棄物、廃油は焼却処分 ・廃酸、廃アルカリ等は中和後焼却処分 ・事業系産業廃棄物粗大ゴミ(リサイクル不能分)は破砕処分
処理施設の整備に関する事項		・処理はすべて業者委託のため、該当なし
その他必要な事項		・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防法、放射線障害防止法、毒劇物取締法、労働安全衛生法、その他関係法令を順守し処理をする。

管理体制図

